

## 埼玉県告示第八十一号

### 告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
堀江医院	所沢市小手指町三一一一六	令和七年十一月十 三日
大塚医院ファミリーク リニック	熊谷市大麻生中郷前一三九六	令和七年十一月三 日
つばさ訪問ケアクリニ ック	羽生市中央三一一二三	令和七年十一月三 日
医療法人社団さかい 皮膚科	戸田市下戸田一一七一一六ダイヤメゾン	令和七年十一月三 日
山田こどもクリニック	戸田公園一階	令和七年十一月三 日
戸田ファミリー歯科	ふじみ野市上福岡一一五一一八 二階	令和七年十一月三 日
ファーマシー山賀	戸田市下戸田一一八一一二パティオ戸田 公園二F	令和七年十一月三 日
志木市館二一一七一四	戸田市下戸田一一八一一二パティオ戸田 公園二F	令和七年十一月三 日
十日 令和七年十一月三	十日 令和七年十一月三	十日 令和七年十一月三

飛鳥薬局 羽生南店

羽生市南三一三一一四

令和七年十一月三

くるみ薬局

児玉郡神川町元阿保三六〇一一

十日

有限会社ミカド薬局

熊谷市籠原南三一一八三

十日

つばさ薬局 熊谷店

熊谷市代一〇六三一一〇

十三日

二 指定施術機関

迫 真也	氏 名		
	住 所		
本庄見福整骨院	名 称	施 術	所
本庄市見福五一一六九一	所 在 地		
六日	令 和 七 年 九 月 二 十	廢 止 年 月 日	